

建設工事に係る主任（監理）技術者等の
雇用関係について（お知らせ）

建設工事における現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐について、「直接的かつ恒常的な雇用関係」の確認方法を次のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

1 雇用期間の要件

雇用期間の要件は表 1 のとおりとします。

表 1 雇用期間の要件

区分	現場代理人・主任（監理）技術者届及び監理技術者補佐設置届提出時※ ※契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあつては、実工事期間の始期）から 14 日以内に提出	現場代理人・主任（監理）技術者変更届及び監理技術者補佐変更届提出時※ ※変更時に提出
現場代理人	契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあつては、実工事期間の始期）に雇用関係があること。	契約締結日（工事着手日選択期間を設定した工事にあつては、実工事期間の始期）に雇用関係があること。
建設業法上の専任を要しない主任技術者	開札日の前日以前に雇用関係があること。	本市がやむを得ない理由があると認める場合に限り変更を認める。 この場合、原則として左欄と同等であること。 なお、やむを得ずこの要件を満たせない場合には、本市と協議すること。
建設業法上の専任を要する主任技術者及び専任特例1号により兼務する主任技術者	開札日以前に3か月以上の雇用期間があること。	
監理技術者及び専任特例1号又は2号により兼務する監理技術者		
監理技術者補佐		

2 雇用関係の確認方法

現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐が受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることを確認する書類は、原則、表 2 のいずれかの証明書類とします。

表 2 雇用関係の確認方法

番号	証明書類	雇用開 始の認 定日	摘要
1	監理技術者資格者証（所属建設 業者名が記載されているもの） の写し	交付日	両面を添付すること。

2	住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し	最新の通知書の通知日※	
3	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し		
4	雇用証明書等の写し	雇用開始日	氏名、生年月日、住所、雇用開始年月日、勤務地、職務内容、事業者名称、証明者、証明日（3 か月以内のもの）に関する記載があり、証明者（代表者等）印が押印されたものであること。

※最新の通知書等では表 1 に示す雇用期間の要件を確認できない場合は、前年度の通知書や他の書類もあわせて確認する場合があります。

- 3 適用年月日 2025 年 12 月 2 日以降に主任技術者等の雇用関係を確認する必要がある案件を対象とします。